

(平成25年3月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
20 歳になり、母が市役所で国民年金の加入手続を行ってからは、毎月、自宅に集金に来ていた A 銀行の職員に母が光熱費などと一緒に家族の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間のみ未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は比較的短期間であり、申立人は昭和 50 年 4 月頃に国民年金に加入してからは、申立期間を除き全て国民年金保険料を納付している。

また、一緒に納付していたとする申立人の両親の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間及びその前後を通して、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立人の妹は、「兄は 20 歳頃からずっと父と一緒に漁業をしている。ここ最近は厳しいが、これまで生活に困ったことは無く、当時の年収は 7、8 百万ぐらいあったと思う。」としていること等から、申立期間の国民年金保険料を納付できなかった事情はうかがえない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

私がA社に継続して勤務していた期間のうち、同社C支店から同社D支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された従業員カード及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年10月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日をA社C支店における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月27日から6年1月5日まで

私は、昭和59年4月から平成13年3月末に退職するまでA社に継続して勤務していた。

A社入社時から60歳になる平成3年*月*日までは、国民年金に加入し保険料を納付していた。その後、6年1月5日から厚生年金保険に加入した記録となっているが、申立期間の同保険の加入記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録並びにA社から提出された従業員名簿及び申立人の退職届から、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給料明細書によると申立期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「私が事業主となった平成5年10月時点で、申立人は、正社員でありながら厚生年金保険に加入していなかったため、同保険に加入するよう説明し、6年1月5日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）へ提出した。申立期間の賃金台帳等は廃棄しているが、同日以前は厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」旨回答している上、申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は、平成元年7月に入社したが、現在の社長が声を掛けてくれるまでは、国民年金を自分で掛けていたので、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。申立人も同じ時に厚生年金保険に加入したと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川（高知）厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 2 月末日まで

A社で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、資料も残っていないため、申立人の保険料控除については不明である。」旨供述している上、同社で経理や社会保険事務を担当していたと思われる同僚からは回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A社における厚生年金保険の取扱いについて、前述の事業主は、「当時は、数か月の見習期間が有ったかもしれない。」旨供述しているところ、同社の複数の同僚は、「私は入社後、一定期間経過してから厚生年金保険に加入した。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 1032 (事案 725 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
② 昭和 51 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 54 年 11 月 1 日から 58 年 6 月 30 日まで

前回の申立ての結果、第三者委員会は、一部の期間についてのみ標準報酬月額記録を訂正すべきと判断したが、A社の事業主が、実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出るよう指示していたこと、及び同社では、第三者委員会の判断とは異なる保険料控除の取扱いが行われていたことを同僚が証言しているので、再度、審議の上、全ての申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る申立てについては、i) A社における保険料控除の取扱いを事業主及び同僚から確認できないこと、ii) 申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細及び申立人の陳述内容から判断すると、当該期間に係る昭和 51 年 6 月の厚生年金保険料は、同年 7 月の保険料と合算されて同年 7 月分の給与から控除されたものと考えられること、及び同年 6 月分の給与は支給されなかったと考えられることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないこと、iii) 報酬月額及び保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 16 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、i) 当時の給与事務担当者である同僚が、A社の事業主が給料支払明細に記載された実際の給与支給額より低額の

報酬月額を社会保険事務所に届け出るよう指示していたと証言していること、
ii) 申立期間②について、前述の給与事務担当の同僚が、15日以下の出勤日数の月は、事業主負担分の厚生年金保険料を従業員の給与から控除する取扱いであったことを覚えており、出勤日数が約13日であり、かつ昭和51年8月の保険料の倍額が控除されている同年7月の保険料は、同年6月の保険料ではなく、同年7月の事業主負担分の保険料が含まれており、同年6月の保険料は、通常どおり支給された同年6月分給与から控除されたものと考えられること、
iii) 前述の同僚が、昭和51年6月から54年3月までの期間における申立人の報酬月額について証言してくれると主張し、再度申し立てている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた給与事務担当の同僚は、「事業主からの指示が無い限り、実際の給与額と標準報酬月額が相違することは無いと思うが、申立人の給与額や事業主から指示された報酬月額は覚えていないし、申立人の保険料控除額については全く記憶が無い。」と供述している。

また、前述の給与事務担当の同僚は、「15日以下の出勤日数の月は、事業主負担分の厚生年金保険料を従業員の給与から控除する取扱いであることを事業主から聞いた記憶はあるが、実際にそのように取り扱ったか否かは覚えていないし、農繁期に1か月間勤務が無かった従業員には、給与の支給が無いので翌月に2か月分の保険料を控除した記憶もあり、どちらの取扱いであったかは断言できない。」と供述しており、申立期間②に係る給与が申立人に支給されたか否か、及び当該期間に係る保険料控除の取扱いについて確認することができない。

さらに、前述の給与事務担当の同僚の氏名印が確認でき、昭和51年6月から54年3月までの期間の各月の申立人の報酬月額を14万円と記載してある文書について、当該同僚は、「私は申立人の給与額を覚えてはいないものの、給与事務を担当していた期間については、申立人が持参した給料支払明細上の金額に基づいて記入した。他の期間については、何も書類が無く、記憶も無いので記入できない旨を申立人にも伝えた。」と供述しており、当該期間に係る報酬月額は、当該同僚の記憶及び前回の申立てにおいて、既に申立人から提出されている給料支払明細に基づいて記載されたものである上、当該同僚は、当該期間における申立人の厚生年金保険料控除額についての記憶も無いことから、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。